

賃貸住宅入居者専有家財保険

「総合家財保険（ペットネーム：ハハ°-家財クイックハハ°-安心の鍵）」を開発
～ 賃貸入居者、家主、不動産賃貸管理・仲介会社のニーズに対応 ～

2004年8月13日

あいおい損害保険株式会社（社長 児玉 正之）は、賃貸住宅入居者向けの専有家財保険を開発し、2004年10月1日始期契約より、不動産賃貸管理・仲介業者の代理店網を中心に販売を開始いたします。

本商品は賃貸住宅入居者の家財の補償に加え、家主への賠償責任をセットした賃貸住宅入居者のリスクをまとめて補償する火災保険であり、賃貸マーケットへの主力商品として積極的に販売するものです。

1. 開発の背景

賃貸住宅入居者においては、持家の方と異なり賃貸借契約書上、家主に対して賃借する住宅の原状回復責任を負っているため、その責任を補償する借家人賠償責任への加入は不可欠となっています。また、集合住宅等で階下への漏水事故などを起こした場合には第三者に対する賠償責任を負うため、その責任を補償する個人賠償責任への加入も不可欠です。

総合家財保険は、家財の補償・借家人賠償責任・個人賠償責任等の手当てを簡便に、かつ幅広い補償が必要という賃貸住宅入居者のニーズに対応した商品です。

本商品により、賃貸住宅入居者、不動産賃貸管理・仲介業者、家主の更なるニーズにお応えできるものと考えております。

2. 本商品の特徴

(1) 賃貸住宅入居者に必要な補償をパッケージ化

(家財の損害+借家人賠償責任+個人賠償責任+修理費用)をまとめて契約できます。

(2) 家財の補償は新価実損払

再調達価額での保険金支払（保険金額限度）で一部保険の心配もありません

(3) 借家人賠償責任について、借用戶室の損害を「偶然な事故」まで補償

従来の火災・破裂または爆発により借用戶室が損壊した場合に加え、破損・汚損などの偶然な事故による借用戶室の損害に際し、賃貸借契約に基づく法律上の賠償責任を負担する場合も保険金をお支払い致します。

(4) 充実した費用保険金

家財の損害が発生した場合、臨時に発生する費用をお支払いする「事故発生時諸費用」、借用戶室に収容される家財の損害が発生した場合や借用戶室に損害が発生し、その代替として使用する建物等の賃借費用等をお支払いする「災害緊急費用」、かぎが盗難されドアロックを交換するために必要な費用をお支払いする「ドアロック交換費用」、借用戶室の専用水道管が凍結して損壊をした場合に修理費用をお支払いする「水道管修理費用」など費用保険金を充実致しました。

(5) 引越中家財を補償

引越中に家財が損害を受けた場合も補償致します。さらに、引越しなどで家財が移転した場合、保険契約の住所変更手続きをうっかり忘れても30日間の通知猶予期間があり、その間は自動的に補償されます。

- (6) 賃貸借契約書上の同居人の家財も補償（ルームシェア等に対応）
家財の被保険者と生計を共にする親族以外の賃貸借契約書上の同居人の家財も補償対象と致しました。
- (7) 各種特約をオプションでご用意し、多様化するニーズに対応致します。
 類焼損害等担保特約... 借戸室や借戸室に収容する家財から失火した火災などにより、近隣の家屋などが被った類焼損害を補償致します。（支払限度：1億円）
 育英費用担保特約... 扶養者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、死亡または重度の後遺障害状態となったときに、扶養者が扶養する子供（借戸室に居住する学生の方）に対して所定の保険金をお支払いします。
- (8) 給・排水管、トイレのつまり、カギ開けなどすぐに来てほしい住まいのトラブルに24時間365日無料でお応えする「住まいの現場急行サービス」を付帯（無料サービスは年1回のご利用に限ります）

3. 保険料イメージ

構造、地域によらず全国一律の保険料（地震保険は除きます）

保険期間2年（賃貸借契約期間と合わせた設定） 保険料2万円の場合

家財の保険金額	借家人賠償責任	個人賠償責任	修理費用
553.4万円	2,000万円	1,000万円	100万円

地震保険をセットする場合は、下記条件で地震保険金額276.7万円の場合上記保険料と合わせて28,970円になります。

（保険の目的の所在地：東京都（4等地）構造：鉄筋コンクリート造（イ構造）保険期間：2年間）